

志賀親朋書翰集翻刻（四）

沢田 和彦*、畠山雄三郎**

本紀要第56巻第2号から数回の予定で長崎市の長崎歴史文化博物館所蔵の『東京親朋書翰綴込』の翻刻を連載している。志賀親朋（幼名・浦太郎）は本邦最初のプロのロシア語通詞である。その略伝は第一回に掲載した。翻刻する書翰は、文久元（一八六一）年二月十五日から明治六（一八七三）年八月三日まで十二年半の間に書かれたもの計八十八通である。大部分は親朋から父・親憲（九郎助）に宛てたものだが、逆に父から親朋に宛てたものや第三者から父に宛てたものがそれぞれ数通、また契約書や紹介状、證文のような文書もわずかながら含まれている。第四回は文久三（一八六三）年？月十一日から元治元（一八六四）年六月十九日までの書翰計十八通を紹介する。

キーワード 志賀親朋、志賀浦太郎、志賀親憲、志賀九郎助、稲佐、日露交流史

凡例

一 カタカナ表記の「テニヲハ」は、読み易さを考慮して平仮名に変換した。

二 明確だが判読できない文字、虫食いや破損などで見えない文字は

「□」で示した。

三 欠字は原文に応じて字數分を空けた。

四 「○」は挿入文を繋げる印で、原文どおりである。

五 翻刻者の付したナンバリングが書翰の日付の順序と一致しない場合があるが、オリジナルの書翰集の順序に従った。

六 志賀親朋自らが書翰中に挿入した注は（へ）内に示した。

七 翻刻者の注は（ハ）内に示した。

三三 文久三（一八六三）年？月十一日 高瀬徳兵衛より志賀親憲宛て

文久三亥年二月九日縣令館より相達す

一 筆啓上仕候 甚寒の砌に御座候処 御惣客様御揃益御精栄被成御勤仕珍重御儀奉存候 隨て小子共儀御蔭様にて無事に相勤罷在 乍懼此段休意易思召可被下候 然は貴兄よりは時々御念書殊更其度々に何寄の御品々且銘々迄被下置千萬難有仕合に奉存候 別て重宝の御品にて一同相悦ひ 此段深く御厚礼申上候 宜敷御聞上被遊可被下候 右に引替扱々私よりは法外の御無音 其時々御請御札等も不申上御疎遠申上候段 何共申訳々無御座此段深く御詫申上候 不悪敷御聞濟被遊可被下候□呉々も奉願上候

* さわだ・かずひ、埼玉大学名誉教授、日露交流史・ロシア文学
 ** はたけやま・ゆうざぶろう、古文書研究

一 今般金井公御帰崎に付ては委細に御詫旁可申上心得に御座候処火急為
中度出立に相成候に付 何事も出来不仕失敬仕候 猶桜馬場兄きへ
少々手続御内々に一寸申上候間 宜敷御承引被遊可被下候

一 追々御承引可被遊候へ共 當地の儀も乍恐御上向程御混雑色々當節は
相変じ申候 此末如何共相成可申や心配仕候儀に御座候

一 浦太郎様御儀 昨暮御約定には當四月頃には箱館表御用濟相成候積り
に御座候処 追々の御書面の趣にて承知仕 何れ来春は早々御用濟江
戸表へ御帰府に可相成候趣被仰聞 扱々右躰永引 嚙々御難儀可被遊
と折々御噂申上候儀御座候 尤此度福田氏當夏中當地迄御歸りには御
座候処 無御據儀に付當地永滞留に相成漸々當月十日當地出立に相
成候間 御帰崎の上宜敷御承引被遊可被下候 則當御役所へ相頼御添
觸御渡し申上候間 是又宜敷御承引被成下 御同苗御帰国の上は猶□
奉願上候 右に付米藏殿出立後には箱館表にては嚙々御困り被成候御
儀と御噂仕候 御用向とは乍申追々永御滞留相成 貴兄様御姉様御心
配可被為遊と時々御噂申暮候 今日も箱館表へ書状仕 當節の御沙汰
書等写取差上申候 何卒来春は早々江戸迄も御帰府に相成候様御待居
申上候

一 三ツまたの儀大きに延引仕候 貴兄よりは小傳馬町にて出来候趣被仰
越候へ共同所には無之 日本橋室町式丁目にて注文申付出来仕居候へ
共 前申上候心得にて御同苗其内には箱館表より帰府可有之と 船便
にも積入不申存外延引仕候 且又直段の儀も老ツに付三朱位の由被仰
越候に付 右の心得にて申開候処 右にては中々以出来不仕 老ツに
付老定老朱□□余相懸り申候 御序に申上置候 則福田氏へ相渡し申
上候間 參着御入手被遊可被下候 併餘り延引仕申訳無御座候 宜敷
御承引被遊可被下候

一 いまた種々海山申上度御儀御座候へ共 何分取紛いづれ後便萬々申上
度文略仕候 右乱筆早々 如斯に御座候 以上

十一日 德兵衛
志賀様

猶以甚御龜末御座候へ共 新干海苔式帖□□□□差上申候
御笑納被遊可被下候

三四 文久三年三月二十五日 高瀬徳兵衛より志賀親憲宛て

亥五月晦日縣令館より相達す

二月廿八日出御尊書三月廿二日長崎やより相達忝拜見仕候 暖和の節
に御座候処 益御精福被成御勤奉恐賀候 隨て私共儀無異儀相勤罷在
候 乍憚此段休意易思召可被下候 然は貴兄よりは毎度御叮嚀さま
濟々御念書被成下置 殊更其都度々に何寄の御吞料の内御福訳ヶ被成
下御深切さまの段痛み入難有仕合に奉存候 平日は大切に仕舞置 芝
居行よし原様の時右銘葉を以大はれ仕候 此段深く御厚礼申上候
一 福田氏御儀も當正月八日に無滞留御帰崎に相成候段御同慶奉存候何卒御
序御同苗へも可然様宜敷御頼申上候 扱右御同人御船廻し御荷物へ貴兄
よりの御注文三ツ又 大きに延引仕 併無事參着御入手被成下候段安
心仕候 右請取書不參候に付御不都合の趣御尤に奉存候 然るに私手
扣へには 當春書状の中へ封込差上候様控に印有之 書状の中能々御
覽可被下候 則私扣候別紙写取此度差上申候間 御入手被遊可被下候
一 御同苗浦太郎様御儀に付 貴兄よりは昨押詰の御状にも 當早春にも

當所迄も御出府に可相成段被仰聞候に付 右の心得にて早春より當節迄には江戸表へ御着にも可有之と 家内の者も御尊申上御心待罷在候 處 當二月二〇日付御状箱館表より着仕候に付 同所御出立の御案内御状と奉存 早速開封拜見仕候 處 旧冬より當春へ懸ヶ御暇の儀押て相願候へ共いまた御沙汰無之 定め當年も詰越候様成行可申段被仰聞付ては色々入用の品有之候に付買求め早々相送り呉候様被仰聞候に付則小買物少々取掛四五日以前箱詰に致し馬便より差送り申候 御宜便に付私よりも委細懇書を以申上 且長崎表御両親よりも被仰越候候には右躰永々詰越に相成候約定にも無之候 處 右様永年詰越にては実以迷惑且は御心配被成居候段申進 殊更當節江戸表の儀は異人打拂の御沙汰武家町家共迄も御觸出しに相成候御時節柄に付 一刻も早く程能急々御暇御願立取急き御帰崎に相成候様御勘弁可被成候段 委細に乍失敬申進候 此段不悪御承引被遊可被下候 右異人打拂の御觸書等写取差上且は早々御帰国の□□や御返事被遣候様申上候間 御返事參着次第又候可申上候

一 前申上候通追々御承引被遊候 此度 御上洛御留守中 イキルス国より軍艦數艘横浜表へ入津致し品々申上候に付 無御據御打拂の御沙汰に相成 武家方町方共當三月六日八日十一日追々の御觸書 町方の儀は女子小共老人并に病者のもの近国近在へ縁者有之候者は立退候心當致し置候様御沙汰に相成候に付殊の外騷立 市中大切成荷物其外江戸端々近在々へ相送り 馬車か駕籠船にて兩三日の間は火事場同様に混雑仕候 私方にてても無餘儀上野御山後口にて根岸と申所に親類共有之 右の方へお梅并に子供丈ヶ遣し置申候 尤當廿三日決答の趣に寄一統騷立可申候 處 心當の為口達を以御沙汰に相成候 處 一時に騷立大き混雑仕候 然るに十九日に至り候て異

人共へ日延の段申上候由直に御沙汰に相成 追々人氣立直り當時穩に相成居申候 此度の儀根□相成 末々は當地横濱表の儀は□敷物に御座候 何れ向後を押合候て長崎と箱館表 五ヶ国共両所より御引上げに相成可申と奉存候 御内々御含迄に申上候 いまた種々申上儀御儀海山御座候へ共 色々取込中旁々失敬仕候 いつれ後便萬□申上度文略仕御高免被遊可被下候 早々

三月廿五日

徳兵衛

亥五月晦日縣令館より相達す

志賀賢兄様

尚々桜馬場兄貴へ此度は御状不仕 何卒御出會の節可然様宜敷被仰上被遊可被下候 此段深く奉願上候

三五 文久三年 月日不明 志賀親憲宛て

返事濟

御手紙啓上仕候 暖和の候

御父上様御母上様始弟妹親類同役村役人中御揃益御機嫌能被遊御座恐悦至極奉存上候 次に私義無異勤務罷在申候 乍恐尊意易被思召被下度奉願候

一 當二月十七日夜一字御認の尊翰同廿二日相達難有拜見仕候 同十九日六字御認の尊翰は同廿五日ノーウイク船將より相達難有奉拜見候 一 私帰国の儀御掛合の御状 中臺殿より當所河津殿御掛合被下候趣御申越に付 多分何とか沙汰も可有之と奉存相待居候へ共 何たる沙汰も

無御座 日々御目に掛り候毎に相尋候へ共 漸五六日目に被申開候には〔一〕頃日入津の軍艦便にて中臺より書状到来致候 其御許を親御頼に御案じに付 内外共に世話いたし候様くれぐれ頼み来り候 然る処私は近日出立いたし候間 昨夜も平山へ参り其御許の事委敷頼置申候間 私宅へ是迄御出有之候通り 平山へ御懇意に被成度候〔二〕ケ様沙汰御座候間 私申候には〔三〕親父より申越候は中臺〔殿〕より其御表御同役河津殿への御状も御渡相成候間 船将へ頼遣候に付 定て御地御奉行所へ相達候半と存候 右は其許帰郷の義御掛合相成候義に候〔一〕是非くくくくく一應帰郷無之ては當表数多の御用掛〔以下文章なし〕

三六 文久三年四月十四日 志賀親憲死て

亥八月廿八日中臺殿参府便返答遣す
栄寿丸便亥四月十四日仕出 同六月五日俵館掛り黒川より相達す

以急便啓上仕候 御家中様御揃益御機嫌能恐悦至極奉存上候
次に私儀無異相勤罷在申候 乍恐尊意易被為思召被下度奉願候
一一昨六日夜十一時まで奉行衆居間にて奉行衆并平山謙二郎殿一同夜なべ相仕廻引取候 私宅へ昼夜罷在候稽古人共相教へ認物仕居候処 彼は十二時頃私御役宅の門をたたき候間為開候処御役所より 則左に写の通組頭より来状

志賀浦太郎殿 平山謙二郎

以手紙致啓上候御用の儀有之
候間服紗小袖半袴着用明
七日四時御役所へ可被罷出候右
御達申候已上

三月六日

右に付驚轉直様平山へ参り何事か委細相尋申べくとぞんし罷越候処十二時頃の事に候へば既に門も閉有之 夫より名村を たたき起し相尋候へ共同人も一向存し不被申候由にて 致方も無御座其俣帰宅仕り翌七日朝服紗小袖半袴着用御役所へ罷出候処 一ノ間へ大和守殿出座立會組頭平山謙二郎調役山村惣三郎 二ノ間へ私は罷出左の通大和守殿被 申渡候

申渡

通辨御用御雇

志賀浦太郎

右箱館奉行組同心へ新規被
召抱御宛行式拾俵式人扶持被下
置之通役金被下之
右周防守殿被 仰渡
直に引続き

申渡

志賀浦太郎

右通辨御用可相勸是迄之通

御手当被下之

右豊前守殿へ申上の上申渡

何共あされましたる次第にて先其場は退出直に大和守殿へ御逢を乞ひ只今被仰渡の趣は実に相困候次第に御座候 何とか御免は相叶申間敷哉の旨申上候処 (一) 最早江戸表よりケ様被 仰越候儀に候へば何共致方は無之 決て在住には相成不申心配は不有致 第一自分にて左様には致間敷自分若し当奉行を轉せし時は次の者へ委細頼置 必定長崎奉行の支配にし長崎へ相帰し可申 併当所にて交代のものを相拵へ御用の御差支無之もの出来候までは何分難帰し 此御不自由の箱館嚙何かに不弁理にも候へ共御奉公とあきらめ少しの間しんぼふを致し勤めくれ候様 (二) 懇の沙汰にて 私も実に何共致方も無御座 此上は御父上様へ申上御差圖を請候より外は無御座と奉存 先ツイやでもお、でも廻勤は致さねばならず 名村へも相談の上廻勤仕候 然る處役々へ一盃差向候様の儀も名村より心付け有之候へ共決て不仕積罷在申候一扱如何可仕哉一向何共手が付不申 只あされてぼつとして居のみに御座候

一江戸表よりの御奉書を寫置候間 左に奉入御覽候

亥二月十一日周防守殿金阿弥を以御渡

箱館奉行へ

通弁御用御雇

志賀浦太郎

右箱館奉行組頭同心へ新規被

召抱御宛行式拾俵式人扶持被下

置之通役金被下候間其段可被

申渡候尤長崎奉行可被談候

三月六日簡便を以到来七日大和守殿被 申渡

一何分心底に任せ不申 此上は何事も御父上様の御差圖次第 一体不自由なる当所へ追々詰越 実に内外共相困申候 第一御父上様の御手足兼候儀も出来不申 其外衣類等の不自由さは実に筆紙に難尽候 ケ様申上候へば御心配を増候様に相当候へ共決て左様の次第にて毛頭無御座 既に先頃よこれ物せんたくの儀奉願 衣類は魯船にて送差出 冬物打交夏物は不残差出置候処 近々帰国可仕に付不用なる由を以其俣被召置 当節私においては必止と難渋仕居申候 俄に当所にて反物を求拵候時は物價高直の箱館極々難渋仕 其折四枚残し置候綿入をあらいはり仕候処古物に候へばやぶれた所も有御座 へり等もきれて居夫を紺屋にてふせてはよこしませず 夫を鳴屋重兵衛の妻見てなんだを落し持帰りふせして拵へくれ候様申聞昨日持帰り申候 其四ツの内老ツは丸でべら／＼して役に立不申候間夫にてふせ候積りに御座候 残三ツの内老ツ綿入老ツ老ツ老重物に拵へ呉候様相頼候処 承知仕候併給は老ツにても宜しく候へ共老重物は追々極暑に相成候へばとても老ツにては立行申間敷とぞんじ^{しんじ}と申けちな呉服屋へ私昨夜参りめいせんつむぎとか申物を老反何程と相尋候処老両式分と申候内 店の前を運上所の手代通り候間呼込同人へ買ってもらい老両老分三朱当店へ相拂直に其足にて仕立やへ持行頼置 来る十八日夕刻迄には出来候よし申聞候 当節箱館にて

あらいはり代 三朱但女物沓分

綿入仕立代 三朱

袷 同 沓貫文

沓重物 同 式朱

右にて推察奉願上候 当節私持合せの衣類左の通

江戸にて先年拵候

黒羽二重綿入紋付極よごれたるを 沓

御父上様の御下り

同ふせてあらひ張して紋を白粉にて書たるを 沓

是は此頃御送の分

江戸にて拵候

今般あらいはりの内 八丈 式ツ

長崎より持越

右同 しま八丈下着 沓

右同 ごんちぢみ 沓

此頃御送

けんしん小紋綿入 沓

同

さちしま綿入 沓

長崎より持越

糸織紺味噌こし同 沓

薄嵐奉書つむぎ紋付袷 沓

江戸にて拵候

紺羅紗の袷羽□ 沓

長崎にて拵候花□羅紗は□□用立不申候

よこれたる黒紋付袷羽織 沓

しまのかたひら 沓

黒紋付紹羽織 沓

しや 同 沓

帯は長崎より持越候新古共三ツの内沓筋一昨年末吉へくれ残二

筋共大変よごれやぶれしを 式筋

長崎より

黒紋付沓重羽織 沓

是は大変よごれました

実に相困候間何分御推免奉願候

一 お高事も私帰国追々延引相成候間 犬塚にても引取候様申来候由 一

体通詞共の三ヶ年詰其外五ヶ年詰に相成候へば妻を召連罷越候は 御

父上様にも被遊御案内候通 私事も衣類其外萬事差支申候間 可相成

御儀に候はば 同人も当所へ御遣し被下候はば難有と奉存候へ共 態

と夫のみ遠路御遣しと申上候は殊更大変事に候間左にも参り申間敷

私家来と其外の儀に付是非一寸帰国仕度心得に御座候 併当節柄相叶

候儀に候哉難斗 若相叶一應帰国仕候へば其俣在崎再び来函不仕様相

成候哉も難斗 実苦しさのまぎれいるな事按じ罷在申候 何分〳〵御

推察被下度奉願候 なか〳〵手紙と申者もそんなに委細角〳〵ま

でかけるものに無御座 其上公用は極繁の央刺愚筆と言ものなれば実

かい所へ手の届かない事斗に御座候 又其上には遠路の所家来も何

分末は用立不申 是非筆算の心得し者沓人ほしくてたまりません

一 無扱懇意の調役上野より被頼申候長崎の上煙草を注文被致代金式両式

分被遣候間 成丈け切のこまかき品御求め急船便にて御送奉願候也

一 嘸御面倒にも被為在可申候へ共 追々願上置候送物其外修復物は何分御急ぎ被下度奉願候

一 大和守殿御奥も漸六七日以前到着相成申候

一 当節も永寿丸便より何か差出度候へ共何共今差掛心底に任せ不申 何れ後便何か珍物相撰可奉入御覽候 御用捨奉願候也

一 当節は何分気がくさりて外様へ何方様へも書状差出不申候間 御序宜しく御鬻聲奉願候

一 近藤大五郎も一昨十二日より風待風次第出帆可仕 当所にて同人別て懇意に致くれられ候間 御序同人父御は不及申且同人も帰着の上は何分宜しく御謝詞御申聞被下度奉願候

一 西富松村西谷へも御序宜しく御聲奉願候

一 一実に戻り度て困ります

一 当地両御番所番手の名許為御知奉願候 村役人の名許も御代官 手代衆の名許且出張所も

一 よい長崎の繪図老枚澗村の図老枚神事町の書た物 且当年は何所へ候哉

一 必止と不自由にて相困申候間御推察上追々願上置候品々は可相成丈急便御送被下度 再三四五六應奉歎願候

一 申上度事は山海の様候へ公共用繁に取紛後便と書縮 早々如此御座候 恐惶謹言

亥四月十四日 栄寿丸便也

同六月五日俵館掛り黒川より相達す

御父上様

浦太郎 印

尚以御母上様始各様へ別段書状差出不申候間御序宜しく被為仰通被下置奉願候

一 若松吉太郎便にて御母上様始黒川御叔父様御叔母様より書状被下別段御請も今便は申上兼候間 御序宜しく御託奉願上候 早々頓首

三七 文久三年八月二十九日 志賀親憲宛て

文久三年亥九月十九日近藤より相達す

御父上様

浦太郎

親朋

一 一筆啓上仕候 秋冷相至候処先以御父上様御母上様始弟妹御親類御同役散使乙名中被遊御揃益御機嫌能被遊御座恐悦御義奉存候 次に私儀無異相勤罷在申候乍憚尊意易被思召被下度奉願候

一 其後は久に打絶御安否伺の愚札をも差出不申 大に御無音背本意候段平に御推免奉願候 全公用の繁多に候へば何分寸暇を得不申剩遠徑の所幸便も不幸に無御座 魯軍艦は暫く打たへ御港へ参り不申 彼是にて実に意外の御無音返々も御推免奉願候

一 其後御地には何か珍事も可有御座 当表においては別段相替候儀も無御座候

一 一名村も精勤相成居申候

一 竹内下野守殿其外と外国へ被参候立廣作も当七月廿四日当地へ帰着相成是迄当地へ被罷在候 矢張名村の弟子にて以上の通弁御用宮河三郎事塩田三郎 交代出府被仰付明十二日出帆の積りに御座候

一若杵吉太郎儀は頃日松前表へ罷越居申候何れ来月三四日頃には帰国相成可申候

一先頃差出置候衣類よごれもの幸便御送不被下ては追々寒さにも相向ひ殊外難渋仕候間 魯船急幸便御送被下度 且又追々御送被下候様願置候品々も同便御送奉願候

一短筒 忝挺

是は先頃願置候

一狩筒 忝挺

是は右同断

一オールドール 忝

是は先頃修復奉願置候

一煙草

是は先頃当所調役の内より被頼金子差出置候分 折々尋相

成候間 是又御送奉願候

一足袋 忝三十足

是は私用ひ候分 さつぱりきらし候間

一煙草 忝三百

是は私相用候分 此節は大に煙草切らしに逢ひ 先々月中

旬よりひどひ煙草を買て吞で居ます

一羅紗

是も委細先頃奉願候分

一鎗 忝本

是は□相成候て□用仕何分なしにては帰国の節差支候間船

便にて□□被下度奉願候

一体魯船便にて御送物被下候儀は一向差支無御座候間何品によらず急

便御送奉願候

右の外先頃より追々奉願置候品々衣類是非〳〵御送奉願候 帯等は御地より持越候式筋のみにて極々相困内忝筋は末吉へくれ残忝筋を日夜〳〵居申候へば 頃日は殊外相損じ余りの事に当所にてせんさく仕候へども献上織の博多は無御座相困居申候

実に追々奉願置候品々供の□んばん帯に至る迄御送奉願候

一両□□□□□□忝荷

是□□□□□□□□

一白もん□□□□□□ 忝三反

一机毛せん 忝三枚

一当七月二日別紙の通魯コンより御老中方へ差出候書翰写奉入御覽候

右は其月の三日に態と急便にて御差立に相成未だ何たる御挨拶も無御座候

一末吉儀追々暇を相願実相困申候へ共 米藏も帰国仕候後同人をだま

して遣ひ罷在ずては御心配相成候間私事相困可申候へ共 召遣ひ□□

□□□□様御申付被置候間 何分私□□にて暇を出候訳には至り不申

此般又々□□□□若何分代りの者御遣し不被下候はば 此節当所にて夫

婦ものの頼母敷ものを頼入れ候間御差圖次第帰国為仕可申 此夫婦も

のは私へ□言致しくれ万事ついへを見能々世話仕呉 此ものをそばに

置候へば一向御心配には及び不申さず候 一刻も早く御差圖奉願候

御差圖被下候節は末吉へ金子何程渡し 返す時の一体の取斗方御申聞

奉願候 會所役人の交代は十二月頃に御地出立仕候間 其便か永寿丸

の来春御地出帆の折か是非〳〵御遣し奉願候

一先頃より追々奉願置候御送物是非〳〵御送不被下候ては何分不自由仕

候間ぜひ御送奉願候 遠方といへども魯船便永寿丸便會所役人の
便等便は数多御座候

一 当便何か伺として入御覽度候へ共 慥なる急便アメリカ商船アイダと
申船出帆免狀願出候間船主ホウィットンへ頼書狀丈け漸認候位 塩数
の子も松前へ頼置申候間永寿丸便にては急と差出可申候当便は御無音
此事に候

一 下ノ関のそふどふ其外七月二三日の鹿児島的一件さぞ御地は近界に
候へばいろく野々の珍説可有御座 当所にては上海義は横浜の新聞
紙のみにて承知仕候 頃日は如何相成候哉

一 頃日当港碇泊船商船十一艘 英軍艦老艘 魯はりンダ老艘 其外南部
家の三本柱老(艘) 土井能登守スクーネ老艘 當地表御備のスクー
ネル式艘 外国船は碇泊口在候御口の廻船は三百五十八九艘に御座候
一 何れへも別段伺状差出不申上げ 御序の折私の懇意知音の御人々へは
乍恐宜しく御傳聲奉願上候

一 御序の折御地御神事の節 神事町の組合為御知奉願候 且当年は何町
の組に候哉

一 申上度儀御座候へ共 当便は急何れ後便と申上残早々如此御座候拜具
謹言

浦太郎

親朋 印

亥八月廿九日日曜日昼十二字二分

同亥九月十九日近藤より相達す

御父上様 膝下

追啓

御父上様御母上様弟妹中親類中何れも様御揃時候御自愛專一の御儀奉
祈候重て謹言

一 小柴喜左衛門儀先頃江戸表において当所奉行支配調役被仰付一兩日内
当地へ到着被致候 以上

一 先頃田中廉太郎より書狀別紙の通り到来 平山より相届け呉られ候間
奉入御覽候 御覽後御下げ奉願候

一 兼て被仰付置候熊皮は相求置候間 来る魯船便か永寿丸便より差出候
様可仕候 以上

三八 文久三年九月二十日 志賀親憲宛て

文久三亥年十月十九日松尾豊作より相達す

当六月十六日の尊翰当九月十六日夜平山謙二郎より別紙相添相達難有拜

見仕候 先以御揃被遊益御機嫌能御起居被遊候由恐悦至極奉存候 次に
私并未吉無異相勤罷在申候 乍憚尊意易被思召被下度奉願候

一 長崎鎮臺の支配に相成帰国仕候様御聞濟被成 当地出立の御暇御聞濟
相成候はば前以急便より可申上 左無御座ては御地より御送物被下候

節行違ひ相成不都合に付心得まで御沙汰被下候段奉畏候 御聞濟相成
候はば倉卒可申上候間 御送被下候様追々願置候品々は無御遠慮御送

被下度奉願候
一 外国人取扱御用掛の御役別て通弁御用并通詞共追々私も承知仕候通

諸国の浪人より殺害被致候時節に付 私事も外国人のために打果され

候ては御父上様迄世上の人に御申訳なく不忠不幸に付萬事相御慎
角過たるは及ばざる如くなりと深御掛念被遊候由 且又帰国の節は可
相成は船路の方可能旨等巨細被仰諭候御懇別して難有奉存候

一 大村公長崎奉行は実在近頃珍敷事に御座候

一 調役より被頼候たばこ□度々被相尋候間何分御送奉願候

一 追々奉願置候御送物衣類等 先達てより御母上様并おえき御兩人にて

日々御修復或は縫仕立等に御掛居被下候由 魯便にて御送奉願候 左

無御座ば永寿丸にて追々申上候品々不残御送奉願候 たばこ等もとふ

くに切らし当月七日に当所にて十巻相求候處代金壹巻につき四百文

四貫文に御座候 是ももふ五巻に相成申候 足袋なども其通りに御

座候

一 御表組頭勤方松本寿太夫殿定役鑄木豊一急御用にて六月十六日参府相

成候儀 前夜遅く御承知相成候間 本蓮寺下良藏方にて御立ながら御

認被下候由 御懇情別して難有奉存候

一 今廿日朝十時在宿商人チヨル□一と申者へ出會 明朝自分長崎へ参り

候間今昼後迄に手紙認遣候様申聞候間 取急ぎ荒々申上候

〔A〕追々頼置候御送物は小道具に至り候まで急と急便御送奉願候

申上度事は山海候へ共 時刻に追われ早々如此御座候

拜具謹言

九月廿日二字十六分

浦太郎

〔Aの上に添書き〕

〔黒羅紗の大小つり袋壹揃御送奉願候〕

十月十九日松尾豊作より相達す

御父上様

差急相認再読不致候間乱文筆御推覧□□

三九 文久三年九月六日 志賀親憲宛て

亥十一月九日十字近藤より相達す

別啓奉申上候陳者去七月中鹿兒島一件に付 横浜にて開板の新聞紙の内

を英軍艦の船日記并絵図丈け魯文に譯し御座候を魯コン所持罷在候間

一 昨日借請御国文に反譯仕清書の上 既に只今当地鎮臺大和守殿へ差

出候間 御許へは疾御覽相成候事とは奉存候へ共幸便に因て奉入御覽候

只今の事に候へば清書仕候暇も無御座甚失敬恐惶の至りに候へ共下書の

俣奉入御覽候 失敬の段は御推免奉願候 且又私手許へ別段扣も無御座

候間御写させの上 急便御送下け奉願候

くどひ様に候へ共追々奉願置候品々は何分御送不被下候ては実に難渋仕

候間急便御送奉願上候

一 先頃私儀当所より出府仕候折横浜へ立寄候節 火事羽織拵候とて蝦夷

人の織候あつしと申物火事羽織丈け相求め相送候様中山玄三より被頼

帰函の上早速相尋候処 一体あつしと申物は木の皮にて織候物に候へ

ば 水には強く候へ共火には最もよわきものと承り候間見合置申□□

成程当地にても雪雨の合羽には多人相用居候へ共火事場等には決して

相用不申候 付ては甚恐入候へ共如何可仕哉御序同人を御尋被下 不

日御序御申聞奉願候

一 昨日英コンワイヌ申聞候には 京都より三百人へ何者と申事は承り不

申候。長崎へ罷下り 何者によらず外国人と交易致候者は切殺およぶべく旨を市中へ張紙致候由 且又長州においては下関碇泊罷在御国廻船の乗組人数は陸へ揚 積荷は取上ゲ 船はしづまし候由 追々彼港へ入津の船も左様長州にて致候由 如何に候哉御地の事等も実説にて候はば 嗚乎そふく敷御事と奉察候

一末吉の代の一件并御送被成下候様 追々先頃より奉願置候品々は何分御許容被成下度ぐとふもく奉歎願候
申上度事件は際限無御座書余期後便如此御座候 謹言

九月六日

浦太郎 印

亥十一月九日十字に近藤大五郎より相達す

御父上様

四〇 文久三年十二月十九日 志賀親憲宛て

文久四子正月三日英商船より相達す

御父上様

浦太郎 印

八月十三日同廿八日御認の尊書当十月十九日御用状便にて相達難有拜見仕候 追々寒氣弥増候の処被遊御揃益御機嫌能被為入恐賀至極奉存候次に私儀無異相勤罷在申候 乍恐尊意易被思召被下度候
一当七月十六日御港よりボカテル艦出帆当地に罷越候由 船将チブシヨ

フ申上候間 兼て願置候衣類其外多葉粉筵包箱□□式箱東瓜老桐琉球芋老俵御送被成下候間 定て拜受仕べくと御沙汰の処 右船未ダ当港到着仕不申 追々入津可仕と奉存候

一当七月晦日御同役中御用召の廻状御到来 森田は親父貞六忌申引入居御父上様高谷御兩人縣令館へ御出被遊候処 年来の御願望御達左の通縣令より被仰渡 塚田平蔵同人□懇に被申上 全く縣令始塚田□調役大熊組頭中臺の御蔭を以鎮台服部より御手頭を以被 仰渡 先年より流弊に泥み村順の所 旧来因修致し居候村順を此度役入順に相改無此上志賀家の規模難有仕合たる旨をも被仰聞□□に私事も如何斗か難有仕合奉存候 □□は先頃御沙汰の通 当表にても当鎮台大和守殿へ私より相願 長崎奉行に同人より先頃一封被差遣 其返書承知致候と申 御地長門守殿よりの書状□見せられた申候間 是も少しは加勢仕候事と奉存上候

長崎村浦上村山里同村洲庄屋共儀

是迄村順御礼勤来候へ共

此節以来順席の儀は役入順に可相勤候

右の趣申渡候間被得其意庄屋共へ可被申渡候

右の通被仰渡候間申渡候

亥七月

何より恐悦申上候

一好便の節右礼状塚田平蔵へ老封書状可仕旨被仰聞奉畏候 則別紙老封は礼状老状は見廻且無音の詫に御座候 私儀結構被仰付候迎諸向書状不相替弥以最□□猶丁寧に認め可差出可申旨御懇の御沙汰難有仕合奉存候 今般塚田へ仕出候書状も上書仕様の字の様相認候へ共 中は欠字一様の字を認め置 文面は元□の通に相認置申候

一村松鉄之丞急御用にて参府の積り候処相止候由 中臺俄に急御用有の蒸気船にて参府無程帰崎相成候由 御地も浪人共に入込候との風説にて大分御さわぎ相成候由 嚙御心配被為在候儀と奉存候

一御地其後御静謐に候哉 当地は別段珍事も無御座候 当九月廿六日当港出帆の魯西ヤ式本樞軍艦シクーネル形ペルロヤ船 同日夕南部美濃守領分奥州喜多郡牛瀧村字大荒川と申所にて難破仕候間 十月五日南部美濃守家来より其旨届出候処 同五日夕定役奉行衆手附兼帯牧嘉九の同心本郷又左衛門通弁御用志賀浦太郎御普請役荒堀豊太郎添人目付増井三四郎此面々へ 彼地出役被 仰付 翌六日当港出帆 逆風に付其夜は箱館より松前の方へ当り 当別村と申所へ船をつけ一泊 翌日七日同所出帆昼後□□半時頃南部美濃守領分大瀉村へ着 同所御休所より直に先觸差立直に馬にて出立 同夕佐井浦へ着同所本陣能登屋* * * (*は空欄) 方に泊る 同所より右牛瀧村迄陸地は通行不相成海上七里 其夜佐井に一泊不致直に出立右牛瀧村へ相趣可申の処 陸は右申上候通の場所海上は殊外□浪にて無余儀其佐井浦へ一泊 翌日小船にて牛瀧村へ八ツ時頃着 船將其外へ面會相糺候処 船は字大荒川と申所へ散々に小割し 乗組士官三人旅客老人水夫廿五人内老人溺死其外は命は助り居申候 併着の着の候実にあわれの様子に御座候同村より字大荒川迄海上三里 十一日迄にて同所御用相済魯人共も一同佐井へ八ツ半時頃着 十四日朝一同佐井出帆同七ツ時無滞箱館へ着仕 同日夕同国コンシユルへ一同引渡申候

一魯コンシユル・ゴシケウイチ妻十月廿七日より煩ひ付 色々に手を尽候趣に候へ共終に当十一月朔日病死仕候 是迄十一月中認置跡を認候暇無御座 其俣を仕置候

些少に候へ共手製の品に付御風味の程御笑納被下度願上候也

八月三日

志賀大兄様

竹内拜

当十一日中松前領大沢村字七ノ下と申て 城下より半里余の所にて英商船イジリヤと申船難破仕 早速出役の者罷越 英コン等も罷越居候処 当十二月朔日夜五ツ半時頃 魯コンより奉行衆宛にて差出候書翰左の通

外国事務の部

帝国魯西亜コンシユル館

年号月日

箱館奉行貴下へ

船将ナウモフは英コンの頼に因て英商船イジリヤ難破せしを扶助せん為 数人の水夫召連松前表へ明朝出立致すを望むに付 道中警衛□□□彼地にて要用の萬事行届かんが為 其所の者へ差□□□を任じられんを□ふ 謹言

コンシユル

イ・ゴシケウイチ

□夜

志賀浦太郎□

右に付譯差出候処 其夜四ツ半時頃奉行衆より被召候に付罷出候処

平山謙二郎殿并□□右書翰差出候間 別段役々も不遣に付 付添参り候様私へ被命 翌日当港出帆其夜は当別村と申所へ一泊 翌日松前城下泊川町と申所に着 難破場へ参り罷在候内 兼て承知仕居候先年御祖父様の御代松前光善寺の僧にて寛光とか申人御地に罷出御祖父様の御氣に入暫く被居候由にて 今は松前光善寺へ住職被居候由に付 御用透を見斗夜五半時頃より相尋候処法事先へ参被居 右の次第荒々を役僧へ告げ候処 直様参り連帰り可申旨に付相待居 不刻帰寺被致初て面會いろくはなし仕 一盃被出是非今一度は長崎へ罷越度事共被申聞 又来春は箱館表へも被来候様子に御座候 且又若御父上様へ□□共致候はば宜しく申上候様被相頼候 御序の折御一封奉願候 四ツ時過迄罷在 夫より俵物方會所の役人若杓吉太郎并下役甘濃忠助御普請役辻芳五郎等相尋 彼是八ツ時に大沢村旅宿へ引取申候 其後魯人御用向相済 当十二月十六日彼地出帆私付添 昨十八日夕七ツ時無滞箱館着仕候 然るに今日御用有之 七ツ半時御役所引ケより魯コンへ参り候処 英コンシユル館書記官ラウドル儀夫婦共今夕英商テレサ船へ乗込長崎表へ罷越候積 昨日同人妻と暇に参り申聞候には 志賀が在宿□□□□の所へ書状為認持参りくれ可申旨魯コンへ□□魯コン私へ申聞直様是より右ラウドルの宅へ行 書□□認め船へ送候間 何分□と申上候 引取認め可差立可申旨□□ゴシケウイチ申聞候間 英コン館へ参り頼ミ只今引取相認申候

間 追々申上候通永寿丸便にても會所役人の便にても早く人物を御見計為交代御差越被下度 又末吉帰国の上は私より兼てケ様の儀申上候事は極御沙汰なしにして御憐慰を以勤勞の段御言葉奉願候 当所に兼々同人へ私申聞候には □の事□の有之事□□しも長崎表へ不申遣候間 しんぼふをして相勤候様申聞ながし仕居候間 私より内々にても不申上心得には候へ共 不申上候てはいつ迄も代人御遣し不被下難渋仕候間 無余儀内々申上候 付ては返すくも同人帰国の上は同人の相勤候所 并私へ御免□□ 右の御叱り且御沙汰も無御座候様伏て奉歎願候 左様無御座候ては同人面目も無御座 全く悪心にて致候儀にも無之 物事の十事三方を少々望み候より起り候事と奉察帰崎の上は此くせ急と直り候様仕相返し申候間 私に御めんじ被下ケ様の儀は少しも御存知なき御積にて 只同人より帰国を相願候間代人御遣し被下 同人は相返し候御積に候程 偏にくくく伏て□□□□ 右の訳合を内々申上置候間 是を御くみわけ□□一刻も早く末吉の代り御遣し被下度奉願候

一 東都表もずんと□□□□らず御役替等は甚しく又々御本丸二ノ丸御□□□□□□には一ツ橋様へ御住居の由 且又々御上洛□□□□□□九日頃江戸表御発駕の由□□□□□□の蒸氣軍艦も右に付御雇ひ相成候趣 □□□□急ぎ石炭積込江戸表へ向け当港出帆仕候

一 追々落手仕候新聞内々奉入御覽候

一 実説かは相知れ不申候へ共 来春に至り何□□とは相不分御若年寄の内御老人其外外国奉行格柴田貞太郎殿等当表へ御遣し相成候由に御座候

一 又々エウロツバへ御使ひ被遣候由も風説御座候 是は横浜港御鎖港の一件其外の御談判と奉愚察候 兎に角□□□□ならん□の内に御座候

一 □□□御状にて御送物其外御書状等当七月十六日御□港出帆のボガテリ軍艦へ為御積込御送被下候由の処 □軍艦は当所にて相待居候へ共未だ入港不仕候
一 森山も何か御用にて長崎表へ近々被罷越候由 定て御逢被遊候御儀と奉存候

子正月三日英商船より相達す
御父上様

膝下

一 熊皮式枚并塩かづの子式樽極新の極上を□め置候間 魯船に候はば送り差出可申候へ共 英にては少々不都合共存候間後便差出可申候

追啓当地役々の名前書も何分当便には行届兼後便と相延候間 何分宜しく御聞□奉願候

一 追々願置候御送物御幸便に奉願候

一 調役山村惣三郎一昨日組頭助方被仰付候

一 何れ□様方へ寒中御伺状等差出可申の処只今□□□の事□て何分其間も無御座御無音仕 □□□ろしく御序御鶴聲奉願□

一 □□□頭は平山 助方は三田喜六と右山村に御座候

一 御表も嘸相替候儀□□□ 御珠事も候はば何卒為御知被下度奉願候

四一 文久三年七月二十六日 差出人・宛先不明

一 御心配被下間敷候□□□ いつもいつも極々達者にして昨日のはしか後少しも相煩ひ不申候へば菓とも極々中違ひ相勤め居申候

先便御嚙申上候布彦嘆願張紙之後早速張出し候書付の写

一 御父上様御母上様御伯父様をかじをせつをへき□□□の助□□は如何御暮□被遊候哉奉候

布彦町内年寄門口へ張紙

一 御親類中御下役中も同断

一 布屋市次郎金銀封印の儀に就ては 年寄立合相違

一 勝山町様中嶋様も同断

無之様取調預り置可申候 追て如何様にも被仰付候者也

一 御同役中様も同断

町内年寄中

一 返す／＼も当所は極不弁の地に付 追々願置候品々何分早々御送越奉願候

又布彦門口に左に

一 願候 たびこ等は別しての事にてとふくより買て吞居申候

布屋市次郎

一 申上度事は山海の如く候へ共 何分遅刻にて早速に右テレ

右の者下人共より嘆願の筋難聞届候へ共左の通り

一 サ船□相送らず候ては間に合不申 兎角に期後音 如此御座候 恐惶

執行候へ共 助命の儀聞届可申者也

謹言

但 五畿内御拂の事

十二月十九日戌□□認

浦太郎

拜具

一 交易の品不残持出し五日の内焼捨可申事
但家財平日の品其儘差置可然者也

一金銀は交易以来の分不残封印町内年寄預り置

可申候追て御所置被仰付候事

右の条々相違於有之は再加天誅者也

近日天〔壬〕生浪士共より金銀借用の儀申越候儀も相聞候 右は全く
貧り欺より起し候義に付 以後奸計と相心得 右様の儀に付
頓着致間敷者也

町内門口に板書にて申渡 布屋彦太郎下人共へ

其方共嘆願の趣にては彦太郎父子彌改心致し 御国恩

奉報度旨左様可有之事に候 乍去大罪を犯かし候者

卒爾に可救筋無之候へ共 尚考の上可及沙汰其旨存へし

尚又申渡

其方共宅へ浪士の者罷越猥りに金銀無心等申入候共

決て正義の者も無之候間 一切頓着不致早々最寄の方へ

可訴出候 即刻人数差遣し召捕へき者也

亥七月廿九日

布屋彦太郎下人共へ申渡

一昨夜格別の勘弁を以相待居候様申渡候処 別に何者の所為に候哉 同

夜張紙を以交易の品焼捨候様申付 其方共當惑に及右 張紙式種共町

奉行所へ持出裁行を定候所 幕吏何の置所も無之に付 無拠其方共明

日焼拂候趣に聞込 以の外の次第共 一体交易之洋品焼捨候共

御国恩を奉報と申者にも無之候間 差當り町内へ預け置候間 及沙汰

候迄急度可相待候

亥七月晦日

文久三亥年七月廿三日

一京都三条橋詰鼻首有之

制札并に立有之 佛光寺高倉西へ入油屋八郎此者則左に頭す八幡屋卯
兵衛是也 跡四人の者逃去候由 尤於京都昨年来幾首級も被懸候へ
共此度の儀は珍敷見物沢山有之 右制札の写

三条東洞院西へ入

丁子屋吟三郎

室町姉小路下ル町

布屋彦太郎

同人父市次郎

佛光寺高倉

八幡屋卯兵衛

藍〔葎〕屋町一条下ル町

大和屋庄兵衛

右の者共近來幕府に於て私に交易を相許 以来一己の利潤を貪ル為メ
銅錢蠟絹糸油塩其外諸品々買しめ 横浜并に長崎へ積下し夷賊共へ相
渡候に付 物の價増々高直に相成万民困苦に不堪 甚敷に至ては一統
飢饉及候者不少矣二不便の至り 人心恩事畢竟幕府

悪政之致所とは乍申 我大国民生れ來

御国恩萬分一をも奉報心も無之のみ不成

上の御趣意に相背 愈々猥にもおとる幕府夷賊心を合て我国民を殘害

(カイ)致候段 言語同断不届の至りに付 天下億兆代して加天誅全

〔念〕鼻□首也

亥七月廿三日

右の者の外大坂長崎宇治岐阜飯田浜 西国東国奸商共一々相調上族二
夷賊一し 向後交易致者の根絶し申者也

右の者共より金銀借用致候者は一切返済不及候 自然町奉行共より取
立ヶ間敷被申付候ハ、早々其賊々々姓名相記し三條四條等の橋の上に
張紙ヲ以可願出者也

此度京都珍事三書

大藤幽叟ぶ

此者奸吏板倉周防水野和泉等に與シ 甚許状を請炮臺築造を名とし富
家へ立入大金を貪り候 罪不輕依て加天誅者也

亥七月廿六日

布彦嘆願の写

願主下人中

病中老衰布屋市次郎

并に彦太郎

兩人儀

是迄於横濱表呉服糸等交易仕候段奉恐入候 全クの儀は心得違仕居候
て 其地御運上所御合辞被為在候事とのみ存知

天恩御国の義も不相弁候段殊に慙愧至極 無申訳候 此度天誅の御張
紙恐入後悔及血涙改心仕候 右に就ては是迄交易の心組に溜居候呉服
糸類等 其余の諸品家財金銀至り迄不殘没被為仰候は、萬々分の罪
滅に相當可申やと 深難有仕合奉存候 右の次第被仰付候上は 兩人
の主人御助命被下候様御憐愍を以御聞濟被為在被下置候は、難有仕

合奉存候 誠恐謹言

亥七月

此書付は嘆願の義御座候趣 何卒暫の間御張置被下候様奉願上候

昨夜子下刻洛東高臺寺方丈より出火致候 方丈は勿論臺所舟屋形
の門不殘焼失仕候 其節祇園御旅所張紙有之 則写
高臺寺奸僧は朝敵松平春嶽寄宿許候段 不届至極□神火を焼捨畢向
後右様の者 於有之は可処同罪者也

大坂表より来状八月四日入

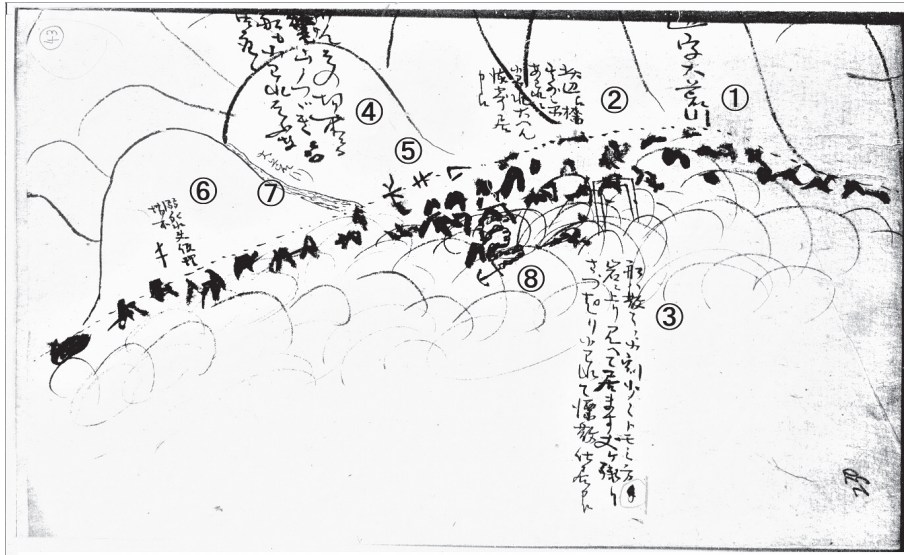
布彦 丁吟 大正 八郎〔卯〕

明家同様相成申候家内居合不申 松居久右衛門近江屋 嘉□□□と
昨夕浪士参り主人に面會致度旨申候処 留守を申立候へは 帰宅致候
は、可参と申帰り申候 大和屋正兵衛一昨廿四日夜首を切 北の平野
の境内へ獄門に致有之候
松居 銅を交易致す風聞に御座候○柏も右同様ブル〜〜ものに御
座候

大坂表廿八日出書状にて申来

八月四日入

〔二〕まで京都における天誅に関する文書



①字大荒川

②此辺へ樁其外の品 あわれニ 小われ大へん流寄居申候

③船は散々ニ小割少々トモ之方□

岩に上り見へて居ります丈ヶ

残りさつぱり小われ漂散仕居申候

④□んその場所ニテ

□毛山ノつづぎにて

□船もこわれそふな

□御座候

⑤水キワ

⑥溺死水夫仮埋場所 (ロシア十字)

⑦大荒川

⑧錨の絵

四三 文久三年十一月 宛先不明(親朋と字体が異なるので写しか)

足軽弁藏倅若山弁次郎魯語

通弁御用見習の義奉願候書付

足軽弁藏倅弁次郎義 一昨年来魯語通弁稽古出精候 追々通弁出来候

間 何卒通弁見習被仰付 日々運上所へ相詰させ候様仕度 此段奉願

候以上

亥十一月

志賀浦太郎

四四 文久四（一八六四）年二月九日 志賀親憲宛て

子三月五日英コンより相達す 返事済

一 筆啓上仕候 残寒免角に去兼候へ共 益御機嫌能被為遊御座恐悦無此
上御儀奉存候 次に私事も無異相勤罷在申候 乍恐貴意易被思召被下
度奉願候

一 御聞も可被為在 又々此度外国へ御使の趣先便荒々申上置候処 組頭
は田邊太一と申者此人は先便にて申上候折には調役と申上候処 今般
組頭被仰付組頭にて罷越申候 横山敬一と申は慥に御地の定役を相勤
暫く在崎罷在候儀と奉推察候 然るに此者は定役元々にて罷越申候
御勤定方は當節は丸て御遣相成不申候 従者小使等迄三十五人の同勢
にて弥正月廿七日一同佛軍艦モンシーへ乗込品川沖出帆横濱へ一泊し
翌廿八日上海へ向け出帆相成候由に御座候 弥旧冬十二月廿七日御軍
艦にて

大君にも益御機嫌能御上洛被遊候趣に御座候

一 極々内々にて別紙奉入御覽候

一 當地にても亞式本櫓内車蒸氣船壹艦當六日御買上相成申候 價は六萬
ドルと申出候を四万七千五百ドルにて御買上相成申候 一昨日奉行衆
等も乗試御座候

一 每便々様申上候も実以恐入候へ共 末吉代りの者の儀実には私に日勤に
て留主居に相困罷在申候間 伊助の様なのは供に連歩き可申 こつけ
祖父にて何にも役に立不申候共 只悪事さへ不致家の内へ坐りて留主
居致居候へば十分に候間 何卒々様の者も永寿丸の壱番便より御送被
下度奉願候 且又末吉事は先便五月廿二日出しの御用状便にて江戸表

並御地へ年始状差出候節の便にても申上候通 実に半時も當てには相
成不申候間 嘸御面倒にも被為在可申候へ共何分早々代人御差越被下
度奉願候 併追々申上候通末吉帰着の上は何にも悪事等不仕積にて少
しも御叱り不被下様 是計は私伏て偏に奉願置候

一 毎々恐入候へ共 たゞ足袋の類は長崎の品に無御座ては何分相困申
候間 御幸便ちと沢山御送奉願候 足袋は長さ七寸八分にて多分九文
半位と奉存候 其外追々奉願候羅紗羽織地并フラネル 但白の西洋も
んば是はも、引并襦半用其外小倉織馬乗袴地并平袴地鎗鉄炮等も御送
奉願候 未だボガテリは入津不仕候

一 前々の通又々熨斗目等着用仕候様被仰出候処 私事熨斗目持合せ不申
付ては熨斗目并下着式枚へ是は熨斗目の裏のきれと同物にて表も裏も
拵て、紋は御定めに通ぬひ紋也 熨斗目の色は可成丈こい、方 何分
急に御拵御送奉願候 袷より綿入を先に願ます

一 実に帯等も此位に相成居申候 昨冬年末の祝義として應接掛り一同へ
英 商人在留のポルトルと申者より私へは帯地を贈候間 極せまい悪
品に候へ共先新物に付速に仕立相用居 余の事に此品奉入御覽候

一 申上度儀山々候へ共 実早夜に入此書状は今八つ時頃英コンワイスよ
り態々此商船は明曉上海へ向け出帆致候間 上海より幸便にて長崎へ
送遣べき間 書状差立候様申聞候間取急御役所より引取上相認 余は
後便と申上殘候 時節御自愛專一奉願候謹言

二月九日夜九時

浦太郎

子三月五日英コンより石崎に達し請取

御父上様

膝下

〔以下は書簡中「極々内々にて別紙奉入御覽候」とある別紙〕

四五 文久三年十二月二十五日 水野和泉守・板倉周防守・井上河内守よりゴシケウイチ宛て

エスクワイル

魯西亜岡士

イ○ゴシケウイチへ

以書翰申入候 我国内旧習□□するに當今物論穩ならず人心免角に折合 国内騷擾および佛英亞蘭政府へ対し候ても不都合の次第あるに至り 我政府和親交際の情儀取失ひ候儀にも相聞各条約国々へ対し気の毒に存候間 此度特に

大君殿下より使節として外国奉行池田筑後守河津伊豆守目付河田貫之助差遣され 右使節より我国内の事情委曲陳述の上人心鎮靜の方便談判可及につひては 右の趣其政府へ被申立候様致度 尤前文の外口頭に附し陳述および度事情も有之候間 即今外国奉行柴田日向守目付江連真三郎差遣す積有之処 折柄旅行路次の雪留等有之箱館渡海の風様も悪敷頃に相當候間 同人共立立は右頃合を見合せ来春早々出途可為致 委曲の義は其會晤に譲るに付 其節事情了解ありて猶周旋の手数頼入候儀可有之 此段申入置候 拜具謹言

文久三亥年十二月廿五日

水野和泉守 (花押)

板倉周防守 (花押)

井上河内守 (花押)

此外三通は小事に付取急不申上候 何れも私譯仕候

四六 元治元(一八六四)年三月十七日 志賀親憲宛て

子四月朔日十字近藤大より相達す 返事済

蘭軍艦ジャンビー船の幸便を得 急き拜啓仕候 御一家様被遊御揃益御機嫌能被遊御起居奉恐賀候 次に私義無異に日勤罷在候 乍憚御安意思召被下度奉存候

一其後當表も相替候儀も無御座 外国奉行柴田日向守殿御目付江連真三郎殿儀 魯西亜岡士へ引合として正月廿六日江戸表出足二月廿日津輕青森着 當所よりは先達て御買上相成候蒸氣船神速丸を迎として被遣同廿四日朝五ツ時無滞一同着函相成申候 支配向役々姓名左に申上候

組頭

由比太左衛門

調役

日比野清作

定役

森鉢太郎

山口紋左衛門

同心

中村謹之助

書物御用出役

吉田賢輔

御徒目付

真三郎事

佐藤真司

小永井五八郎

御小人目付

相川金十郎

山崎正助

柴田金之丞

浅見鉄次郎

ス

右に付役所引ケより平服にて手札持参 着祝ひとして廻勤致候事 同

日四ツ時頃御役所へ可罷出旨に付罷出候処 三ノ間において調役高木

与惣左衛門待座 左の通組頭平山謙二郎申渡

申渡

志賀浦太郎

其方儀柴田日向守當地御用中魯西亜

岡士へ引合候節に罷越通辨可相勤候

右美濃守殿被仰渡候間申渡之

右相濟候上調役詰所において高木与惣左衛門より左の通達御座候

一 明廿五日朝五ツ時 外国奉行面會の上為引合致候間 名村并私儀右刻

限御役所へ平服にて可罷出旨

一 右に付翌日 名村并私継上下着用御役所へ罷出候処 御書院於て柴田

日向守殿江連真三郎殿面會御座候 美濃殿も待座暫いろく懇親の御

談にて退出仕 一の間にて由比太左衛門日比野清作佐藤真司小永井

五八郎へ面會 二の間にて其外的面々へ會し終て運上所へ引取 明一

日外国奉行衆魯岡士へ御尋問として御越の儀に相達申候 則翌廿六日

は一時より外国奉行御目付魯コン御尋問御座候 初ての儀に付當奉

行衆も罷越され一時半をして一同帰館 翌廿七日は外国奉行衆旅館を

魯コン尋間に罷出候 翌廿八日今日より応接始る 一時より日向守殿

真三郎殿其外支配向私共魯館へ到り日向守殿引合始り 四時半過頃相

濟一同引取申候 翌廿九日も同断同刻より同刻迄 翌朔日も同断 當

朔日の談判にて先つ一通は相濟申候 三月六日又々一時より右同断

志賀浦太郎様

柴田日向守内

堀周輔

以手紙啓上仕候然者此間中より彼是御遣立被申御苦勞

千萬被奉存候右為御挨拶御肴料三百疋反物一被致進上

候間御落手可被下候右得貴意度 如此御座候以上

三月三日

右の通用人よりの書状相添 八丈絹老反金三百疋御送相成候間 翌日

早速手札を持玄閑迄札に参り申候

一 桃の節句には正服にて参り候処 面會被致いろく御馳走の上種々御

懇意の御談 夜に入引取申候

一 右八丈は三百疋へ少々増金いたし裏を求め早速仕立やへ遣し仕立させ

暇乞に参り候節は右八丈を上着にして継上下着用 暇乞に参り申候

一 當月九日夕一同乗船 翌十日出帆相成申候 調役日比野清作は七日より傷寒相煩 魯コンシユル館詰の医者頼具候様日州始よりの頼に候間速に魯醫を連れ旅宿に参り菓等為遣 夫より日々見廻候節に私参り通弁致遣し申候 夫も日州より頼無御座候は、参も不申候へ共 懇に頼御座候間いつも二時半時役所を頼合参り申候 素より出立も出来不申一同は出立相成候へ共 同人且同心中村謹之助は内縁に因て居残申候一 扱日州滞函中は御同人の旅宿は弁天町高龍寺運上所其外御役所 私御役宅より凡拾丁コンシユル館迄は十五丁も御座候に 先ツ一日に平均五度宛は魯館へ右高龍寺へ通ひ 一番多き時は九度一日に通ひ候儀が一番の多き事に御座候 随分難渋仕候 夫の上毎夜右寺へ組頭并私罷出凡九つ過迄の毎夜の御用談

一日州は御案内も可被為在永持亭の舎弟にて 既に先度外国へ御使の節は組頭柴田貞太郎にて野州石州能州等と御宅へ泊口の事共談し御座候右に付永持へ安否見廻として煎海鼠三斤に見廻状相添大久保抜け弁天へ届け方頼ミ申候 日州へ同断銭別として三斤 由比へ同断 定役森鉢太郎と申者は御覚も可被為在 御地へ御普にて両度相詰候森邊八と申人口実子にて 今は外国局の定役 是も矢張日州等一同外国被參候人にて 行がけ御父上様へ拜謁御宅にてうなぎをいたゝきし味于今忘れぬ事共被申 実には友として損ならぬ人に候間 別懇に仕出立の折は離盃をも仕 同三斤遣し申候 吉田賢輔と申も同様兄弟同様に仕候一 魯岡士へ今般御引合と申は 則横浜鎖港一条に付魯西亜へ其周旋を御頼相成候の御趣意に御座候 中々々と通ならぬせつなき御用にて実に私もケ様いやな通弁を仕候事は実に□て□御座候 御談に相成候節は其事件を委細認めたる書物を讀く 其通に私へ日州より被申聞 私

より魯コンに申聞候へ共 左の六ヶ敷大事件に相成候へば 魯コンも又私の申す通を聞書仕候 其聞書いたし候を直に本国へチエルブルグへ進達仕候便にて日州并真三郎殿より外国への御使の面々へ其御用状差立相成申候

一 名村の妻も立帰りととして二月下旬當地出立出府被致申候
一 いろく恐入候へ共 當年の永寿丸便より麦五俵計御送奉願候 私儀此節は頻に麦飯を好申候処 當所は麦無御座候間 ついて御送被下候へば猶此上もなき次第に候 夫共余り御手数に候はば玄麦にて宜しく候 何分奉願候 扱ボガテリ船は于今着函不仕委く相困居申候 御序左の品々御送奉願候
一 大根・唐菜・高菜・とふ瓜・きうり・ぼぶら・豆類・ちさ・其外野菜の種物
一 たばこ
一 白巾并白もんば襦伴も、引用
一 羅紗羽織地氈
一 修復を願置候オルゴール
一 両掛耆荷同棒
一 宅に残り在候衣類
一 あんべら一
一 かんばん(夏冬) 共老宛
一 私の為博夕織帯
一 砂糖白黒遣用
一 佐賀蠟大小

一 こん足袋
一 小倉織平袴并馬乗袴
一 獵筒(附合薬/少々)
一 持鎗 耆本
一 毛せんか何か敷物式三枚
一 掛物 三幅斗
一 供帯
一 氷砂糖拾斤斗
一 是は茶菓子に□□□
一 何か夜具の裏に致物にてつよき物 一
一 陳笠 壹

一 先便頼置候熨斗目綿入老 袷老 并下帯二ツ どふき老ツ つじば
ん老 何れも綿入の表のきれにて

但裏の色ハ白茶にして 素より下着は表も裏も熨斗目の裏同様白
茶にて御拵奉願候 襦袢も同様にて 且別に其きれを半段計りゑ
りのよごれた折掛替候間御送奉願候 熨斗目の表は可成丈色こい
き方

一 進物等遣す折の廣蓋 紋付に候はゞ無此上 一 水引大小
一 ふくさ 大小 但此御返礼には来便蝦夷にしきを差出申候
一 さらし木綿式三反 一 どんなのでも宜しく候間

唐焼の急火焼一 并客茶吞茶碗壺揃

一 鯉節 一 醬油 一 面をあらひ候節相用候サボン少々

一 何共恐入候へ共 右の品々當夏の永寿丸便にて御送被成下度奉願上候
右様の物永寿丸に御頼の折は相對にて御頼相成候へ共御請申候へ共
威を以命候時は最早積込候義出来不申等と申候間申上候迄無御座候へ
共 御相對にて御頼奉願候

一 末吉の代りの者も右船へ宰領旁為御乗被下度は非ゞ奉願候

一 右代人は実に速に御差越不被下ては今節委く困迫罷在 実に日勤の身
分にて出勤致居候内も宅の事を相案居候位の儀何分御配慮被成下 只
宅にのみ罷在金錢の出入をさばき其者へしよたいを為任候て不苦者に
候へば 極老人にても不苦 左候へ共日々供に連候者は當所にて抱入
候へば一向差支無御座 私も何分此族用のしよたい最不得手に候間
私の所帯向を不殘引受候者を何卒御見斗 是非ゞ右永寿丸の便より
御差越 伏て奉嘆願候

一 良大夫礼三郎人之助も定て追々と成長仕べく 當節稽古事等は出精仕
居候や 手習素読等どんな物を仕居候や 奉同上候

一 おかじおせつおゑきおてつ等も定成長□□ 実□帰切に帰国不能候
はゞ立歸りにても罷出面會仕度奉存 當節私も其事を頻に周旋罷在候
おてつ等は別て大きく相成候儀と奉存上候

一 どなた様へも免角に御不沙汰のみ罷在不本意候へ共 何分公用繁にて
不行届勝御不音多罪御□□の程 御序皆々様へ宜しく被為仰傳置被下
度 恐ながら奉願上候

一 末吉交代の者は非永寿丸の便より御遣し被下度奉願上候

一 いろゞ奉申上度次第も候へ共 右蘭軍艦明朝出帆の由に候間 書余
追便へ申上残 早々如此御座候

謹言

子三月十七日夜認

浦太郎

拝具

同四月朔日十字近大より相達す

御父上様

膝下

追啓奉申上候 御一家様始其外様御揃時候御自愛專一奉願上候

一 當所において支配向老人別 今般由緒書と申物并親類書と申物認差出
べく旨一流へ達御座候て 一流差出相成候へ共 私事一向存知不申候
間差出不申候間 急便為御認御送奉願上候

一 當所へ着以来御手當等不定 内當御役所にて拝借仕候金子合金凡式百
斤其御役所より當御役所へ御差返し相成候様御願被下度奉願上候 左

様無御座ては先達てより返納の儀當御役所にて私へ沙汰御座候へ共
 素より滞留中不足の分は當御役所にて拝借仕候事に 御表にて御沙汰
 御座候間 早々掛合可申旨答置候間 其御含にて何分宜しく奉願上候
 早々謹言

四七 元治元年四月十四日 志賀親憲より志賀親朋宛て

亥七月十六日魯軍艦ボガテルより差送候衣類其外品々左の通

- 一、紺縮緬紋附綿入 壱ツ
 - 一、鼠色金巾紋附綿入 壱ツ
 - 一、黒木綿紋附綿入 壱ツ
 - 一、黒木綿紋附綿入 壱ツ
 - 一、黒木綿紋附綿入 壱ツ
 - 一、けんちう縞形綿入 壱ツ
- 是はおぼば殿御かたみにて候間大事にして下着に
 いたされ候事
- 一、上下 式具
 - 一、奥縞綿入 壱ツ
 - 一、御召縮緬綿入但し下着 壱ツ
 - 一、縞の胴着 壱ツ
 - 一、皿紗ぐるり下着綿入 式ツ
 - 一、木綿茶縞綿木 壱ツ
 - 一、木綿縞縞 壱ツ
 - 一、くつまかい胴着 壱ツ
 - 一、拾壱
 - 一、紋附黒羽二重綿入 壱ツ

夏のもの

- 一、絹結城基盤縞単物 壱ツ
 - 一、皮色の紹鞭先羽織 壱ツ
 - 一、布水色紋附帷子 壱ツ
 - 一、越後浅黄紋附帷子 式ツ
 - 一、越後白がすり帷子 壱ツ
 - 一、仙臺平夏袴 壱ツ
 - 一、六
 - 一、筑前素麵 拾九把
 - 一、琉球芋 内小たば四把
 - 一、中砂糖 四拾斤
 - 一、箱
- 外に不断着
- 一、手織縞綿入 壱ツ
 - 一、綿人木下着 壱ツ
 - 一、手織縞袴 壱ツ
 - 一、糸縞胴着 壱ツ
 - 一、下帯 壱ツ
 - 一、五ツ
 - 一、白足袋 三足
 - 一、紺同 拾足
 - 一、野母鱧子 拾式腹入壱箱
 - 一、上烟草 百卷

一	ざぼん	老相	一	あられ	老袋
	覚		一	さぼん	老斤
一	黒羅紗拾羽織	老	一	唐人菜種	老包
一	手違呉紹服連踏込	老	一	ぼぶら種	老包
一	小倉織拾袴	老	一	大根種	老包
一	仙臺平夏袴	老	一	唐菜種	老包
一	黒羽二重単羽織	老	一	水菜種	老包
一	紹小紋割羽織	老	一	ながさゞげ種	老包
一	布白紋附帷子	老	一	とふぐわ種	老包
一	奉書つむぎ小紋紋附	老	一	きうり種	老包
一	黒金巾拾羽織	老	一	なすび種	老包
一	郡内綿入下着	老	一	こしやう	老包
一	同胴着	老	一	ゞ老包	
一	博多織帯	老	一	多葉粉	百卷
一	同古	老	一	鯉節	五本
一	紋羽胴着	老	一	醤油	式樽
一	夏肌着	老	ゞ		
一	紺足袋	九足	一	千切干大根	小一袋
一	白足袋	老足	一	並の干大根	大式袋
一	金琴江書 唐人	一幅	一	白砂糖 但二斤半入	大老箱
一	亀井少棨 の画賛	一幅	一	同 但老斤余入	小老箱
一	山水成華筆	一幅	ゞ		
一	ゞ式拾桁		覚		
一	蕎麦の粉	四袋	一	衣類并菓子類入七嶋包大箱	老相
一	芋の粉	三袋	一	烟草入七嶋包小箱	老相

一 醤油小樽[㊦]

二ツ入蕨包

老梱

一 塩肴蕨包

老梱

一 精麦 但大麦京杓三斗入

老俵

一 五桁

右は俵物御用御雇船住市丸より相送申候

改御請取可有之候以上

子 四月十四日

送状の事

一 書状

老封

一 七嶋包大小箱物

式梱

一 蕨包

老梱

一 淡紙包

老梱

一 精麦

老俵

一 五桁

右は俵物御用御雇船讚州住市丸船頭市兵衛船より相送候間 御地廻着の上改御請取可被成候以上

子

長崎表

四月十四日

志賀九郎助印

志賀浦太郎殿

四八 文久二年十月一日 志賀親憲宛て

戊十月朔日□□子四月十九日老□より相達す

〔文久二年十月に出した書翰が元治元年四月に着いた。書簡の綴込み順は受取順と思われるので、ここに挿入したと思われる〕

當表御借健順丸便 一筆啓上仕候 御家中様御揃益御機嫌能奉恐悅候二つに私儀いつもく無恙勤務罷在申候 乍恐尊意易被為思召被下度奉願候

一先頃魯軍艦アメリカ船便にて申上置候健順丸は御船 則此船に御座候右船へ商法門取扱として當所町年寄蛭子砥平なるもの乗込 御地へも罷出へく候間 御父上様の御元へ書状差出候様同人申聞候間 両三日内魯軍艦アメリカ船も御表へ出帆仕候間 其便へ委敷事は申上 當便は一吋右砥平へ添状兼御機嫌の奉伺候

一五六日以前當表称名寺の和尚に被招参り候処いろく馳走 則右砥平も参り被居候 昔悟真寺に在し寛光と申僧今は松前へ参り被居 御祖父上様の御代より年々文通等有之居候趣 且私覚へ候上は蝦夷細工の筆立其外さじ等被送候を兼て存じ罷在 然る処私御表出立の頃俄の儀御座有之故 御父上様より□とも御沙汰無御座 定て御取紛□□沙汰無之の事ニ奉存 當地へ罷越候上 當表へ称名寺と申寺在るを知り私つくく按じ候に扱はく是則彼称名寺ならんかと存じ 米藏も知り居申候 何日か尋ねばやとは心掛居其儘怠り居候処に昨年 御祖母様并十人町御伯父様御遠行の趣承知 盆中には御回向等可致 然るに其称名□幸はひに浄土宗也 因て御替名は存じ不申御俗名并御□□□□□□等認め和尚に頼み込に参り 相勤る序相尋候処 其寛光は則子が兄弟子也 彼は昨年迄當寺へ罷在今は松前□□寺へ罷在と返答 因て又々私其儘怠り居候処に 當閏月の頃當所へ角力興行の時見物に参り

居候処 隣りさしきに在坊主私を見て曰 君は長崎より當所へ御詰に
相成居候志賀浦太郎殿にては無之哉 と申に付名乗合し事に御座候
いろく申上渡事は両三日の急便へ可申上候 頓首拝具

戌十月朔日

當日の御賀儀申上候 浦太郎

御父上様

膝下

尚以 時候御一流様御厭専一奉折候
謹言

健順丸御船乗組
商方法
西田屋 ^②
文□□

四九 元治元年四月二十五日 志賀親憲宛て

四月廿五日出

子六月十五日亀田丸御船御上乘定役横関新八郎殿より相達す

幸便を以寸猪□□仕候 追々暑氣相成候処 御父上様御母上様□御伯父
様おかじおせつおゑき札三郎八之助おてつ其外御親類御同□村役人中御
一同御揃益御機嫌能御起居被遊恐悦□極□□ 私儀無異日勤罷在申候
乍憚尊意易被思召被下度奉願候 其後御地は相替□□も無御座哉 當
地は差當り何にも無御座候

一 今般亀田丸御船御地へ罷越候間幸便左の品々御送申上候

一 塩数ノ子 三樽

一 サンタン錦切れ 一 ふくさ用

一名蝦夷錦

一 熊皮 貳枚

一 キナ（是は蝦夷語に御座候 此和語は無御座候）壹枚 但敷物

也

一 蝦夷人の陣笠 壹枚

一 同 三線 一

一 同 あざらしをとる道具 壹

一 蝦夷人の飯腕〔腕〕并汁腕〔腕〕都合 三

一 御母上様御事昨冬中は御流産後長々御不例被為在候由 當地は定て御
全快とは奉存候へ共 私事も夫を承り候より何分御按し申上居御奉
申上候

一 今般に亀田丸御船御地へ罷在 上乘は先頃健順丸にて私出府仕候折は
同心にて同船被参候人にて今般結構にて定役と被成候横関新八郎と申
人に候 老人は在住にて上村四郎と申昨年中組頭助方栗本瀬兵衛と私
同居仕候折は同人も被参居申候て一同別て世話に成候人にて 就中横
関は永々の航海を一同仕候人に御座候間 御地着の上は其御積りにて
万端何分宜奉願候 右の訳合に候へば末吉の代りの者は右横関に御頼
被下□同人□帰船便にて御□□ 是非奉願候
一 初村官次郎事□□着相成いろく御地の事共承知仕候 今般は又亀田
丸御地へ罷越候間 書状□差出候様申候処 則別紙宜敷奉願候
一 御母上様へも一封差出候へ共 御快復書中何か御氣にさわり且御心配

の事も万一御座候ては以の外の儀に付 可相成は一應御開封被成下
 其上にて其書状其儘御母上様へ御渡被下 御差支も無御座は宜奉願候
 一 桁々奉願候御送物は是非く當船便より何分奉願候
 一 いろく申上度事も候へ共 最早一同乗込居られ風順次第出帆の由に
 て何分にも認候暇も無御座 書余追便と申上残 早々頓首

四月廿五日

浦太郎

御父上様

拜

膝下

追啓別紙為心得被仰渡候間□□にて入御覽候
 一 御一流様御揃時候御自愛專一奉願候 又々頓首

五〇 元治元年六月十九日 志賀親憲より志賀親朋宛て

覚

梅太郎へ今度新規に仕立遣候衣類其外品々

- 一 木綿小紋紋附綿入 老
- 一 木綿縞綿入 老
- 一 同裕 老
- 一 同単物 老
- 一 越後縞帷子 老
- 一 胴着 式
- 一 小倉織帯 老
- 一 肌着 式
- 一 紋羽股引 老
- 一 浅黄木綿股引 老

- 一 山立脚半 老
- 一 古ぼツち 老
- 一 紺足袋 五(上下)足
- 一 煙草 式拾卷
- 一 櫛道具 老揃
- 一 金老両と錢六百四拾八文
- 一 是は梅太郎姉とくへ貸渡置候分

是は梅太郎小遣ひ入用に遣候分御上乘横関殿へ御預け申上置候分

右は稲佐梅太郎其御地へ亀田丸御船へ相願 今晚末吉為交代差越候に付

支度為致遣し候に付為御承知此段申進候 以上

子六月十九日

志賀九郎助

志賀浦太郎殿

覚

- 一 小倉織馬騎袴地 老端
- 一 白紋羽 老端
- 一 すゞし羽織 老
- 一 金巾紋附綿入 老
- 一 縞胴着 老
- 一 廣袖 式
- 一 供半合羽 老
- 一 单看板 老
- 一 供帯 老

一 素麵 貳包

薩州銘産

一 色會刻多葉粉 老箱

是は飽の浦へ旅宿いたし居候薩州傳習方士官惣頭岩下勇次郎と申

人より為土産到来いたし候間入御覽候

鎮臺公御組頭へか御上げの事

初村官次郎留主宅より

一 書状入紙包大箱物 三箱

一 同 老ツ

初村官次郎行

一 書状老封

蒲地庸四郎より

拾四桁 内紙包三箱梅太郎明荷に入置

書状老封は此内に封し置

明荷老ツに入差札は志賀浦太郎名前

右は亀田丸御船御帰便に御上乘横関殿へ相願相送申候 御改御請取可有

之候 以上

子六月十九日 志賀九郎助

志賀浦太郎殿

謝 辞

本稿はJSPS科研費15K02403「江戸期～昭和前期の日露交流史の諸問題に関する実証的研究」および20K00464「近代日露交流史の諸問題に関する実証的研究」の助成を受けた研究成果の一部である。本史料がかつて所蔵されていた長崎県立長崎図書館郷土課には閲

覧と複写の便宜をはかっていたいただき、長崎歴史文化博物館からは翻刻のご許可をいただいた。以上、記して感謝の意を表する。

訂 正

本紀要前号に発表した「志賀親朋書翰集翻刻(三)」の第三二書翰の日付を「文久三年一月十四日」としたが、これは「文久三年一月十三日」の誤りである。お詫びし、訂正する。